

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第20号**

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
( 飼い犬を飼育している旨の標識 ) 第5条 条例第9条第5号の掲示は、様式第1号による標識を掲示してしなければならない。	( 飼い犬を飼育している旨の標識 ) 第5条 条例第9条第6号の掲示は、様式第1号による標識を掲示してなければならない。

附 則

この規則は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第17号）の施行の日から施行する。